

令和8年熊本地震により被災された方へのお知らせ

運転免許証・マイナ免許証の有効期間が令和9年1月27日まで延長されます。

氏名	日本花子	昭和××年●月●日生
住所	■■県○○市△△町□□	
交付	令和●●年△月□日 12345	
有効期限	2026年(令和8年7月28日まで有効)	
免許の 条件等	優良	
番号	第 123456789000 号	
二種	平成05年07月01日	種類
他	平成07年08月10日	大型
二種	平成14年09月20日	中型
		普通
		大特
		大倉
		引引
		公安委員会

有効期間の末日(左の場合、令和8年7月28日)が、

令和8年7月28日から令和9年1月26日までの方

は、令和9年1月27日まで運転することができます。

(令和9年1月27日までに更新手続きをしてください。)

対象となる方 今回の災害に際し災害救助法が適用された区域に住所のある方が
対象となります。

※ 最新の適用地域は、内閣府ホームページ(https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)を参照ください。

※ 令和9年1月27日の直前は、更新手続きのため、窓口が混雑することが予想されますのでご注意ください。

※ 運転免許証等の更新以外の手続きについても、同様の措置がとられています。

※ 最新の情報、延長措置がとられるその他の手続き、運転免許証を紛失した方の再交付手続きなど、詳しくは、運転免許センター(0952-98-2220)にお問い合わせください。